

### 第73号議案

ふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

ふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年ふじみ野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第  
67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年8月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令  
(平成31年厚生労働省令第50号)の施行に伴い、条文を整備するため、ふ  
じみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1  
項第1号の規定により、この案を提出するものである。